

令和4年6月17日改正・公布

背景・必要性

- 2050年カーボンニュートラル、2030年度温室効果ガス46%削減(2013年度比)の実現に向け、エネルギー消費の約3割を占める建築物分野での省エネ対策の加速
- あわせて、木材需要の約4割を占める建築物分野での木材利用を促進し、吸収源対策の強化に寄与
 - 「成長戦略フォローアップ」(2021年6月18日閣議決定)
 - ・ 建築基準法令について、木材利用の推進、既存建築物の有効活用に向け、2021年中に基準の合理化等を検討し、2022年から所要の制度的措置を講ずる

2050年カーボンニュートラルに向けた取組

【2050年】

- ストック平均で、ZEH・ZEB(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス/ビル)水準の省エネ性能の確保を目指す

【2030年】

- 新築について、ZEH・ZEB水準の省エネ性能の確保を目指す

抜本的な取組の強化が必要不可欠

法案の概要

1. 省エネ対策の加速 【建築物省エネ法・建築基準法・住宅金融支援機構法】

① 省エネ性能の底上げ・より高い省エネ性能への誘導

- ・ 全ての新築住宅・非住宅に省エネ基準適合を義務付け
(現行は中大規模の非住宅) ※十分な準備期間を確保
- ・ トップランナー制度(大手事業者による段階的な性能向上)の拡充、誘導基準の強化等を通じ、ZEH・ZEB水準へ誘導
- ・ 販売・賃貸時における省エネ性能表示の推進

② ストックの省エネ改修や再エネ設備の導入促進

- ・ 省エネ改修に対する住宅金融支援機構による低利融資制度を創設
- ・ 市町村が定める再エネ利用促進区域内について、建築士から建築主へ再エネ導入効果の説明義務を導入
- ・ 省エネ改修や再エネ設備の導入に支障となる高さ制限等の合理化



2. 木材利用の促進 【建築基準法・建築士法】

① 防火規制の合理化

- ・ 大規模建築物について、大断面材を活用した建物全体の木造化や、区画※を活用した部分的な木造化を可能とする
※ 高い耐火性能の壁・床での区画により延焼抑制
- ・ 防火規制上、別棟扱いを認め、低層部分の木造化を可能に

② 構造規制の合理化

- ・ 二級建築士でも行える簡易な構造計算で建築可能な3階建て木造建築物の拡大(高さ13m以下→16m以下) 等



メゾネット住戸内の部分(中間床や壁・柱等)を木造化【区画内での木造化】

従来、低層部分も耐火構造とする必要



<その他>

省エネ基準等に係る適合性チェックの仕組みを整備 等

【目標・効果】 建築物分野の省エネ対策の徹底、吸収源対策としての木材利用拡大等を通じ、脱炭素社会の実現に寄与

○ 2013年度からの対策の進捗により、建築物に係るエネルギー消費量を約889万kL削減(2030年度)

住宅・建築物の省エネ（建築物省エネ法による対策）

- 建築物省エネ法（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律）では、規模に応じて、断熱性能やエネルギー消費性能に関する省エネ基準への適合義務、省エネ性能の届出義務、努力義務などを課している。
- 第6次エネルギー基本計画の2030年目標の達成に向け、同法の改正（令和4年6月13日成立）により、適合義務の範囲を拡大するとともに、基準の引き上げを行う。
- 支援措置と組み合わせつつ、省エネ住宅・建築物の普及を推進していく。

【現行（令和3年4月1日施行）】

	建築物 (非住宅)	住宅
大規模 (2,000㎡以上)	<u>適合義務</u>	<u>届出義務</u> 【基準に適合せず、 必要と認める場合、 指示・命令等】
中規模 (300㎡以上 2,000㎡未満)	<u>適合義務</u>	
小規模 (300㎡未満)	<u>努力義務</u> 【省エネ基準適合】 + 建築士から建築主 への説明義務	<u>努力義務</u> 【省エネ基準適合】 + 建築士から建築主 への説明義務

【2024年～2026年】

	建築物 (非住宅)	住宅
大規模 (2,000㎡以上)	<u>適合義務</u> 2024年までに 基準の引き上げ (省エネ基準より▲20%)	2025年までに <u>適合義務</u>
中規模 (300㎡以上 2,000㎡未満)	<u>適合義務</u> 2026年までに 基準の引き上げ (省エネ基準より▲20%)	
小規模 (300㎡未満)	2025年までに <u>適合義務</u>	2025年までに <u>適合義務</u>

※2030年までに省エネ基準を更に引き上げ

建築物に係るトップランナー制度対象拡大

- 建築物省エネ法の改正により、従来の建売戸建住宅、注文戸建住宅、賃貸アパートの基準に加えて、**分譲マンションが新たにトップランナー基準の対象として追加**される。
- 目標年度、TR基準については、令和4年6月29日、7月11日開催予定の国土交通省との合同審議会にて議論予定。

	対象事業者	目標年度	トップランナー基準	
			外皮※1	一次エネルギー消費量※2
注文戸建住宅	年間300戸以上供給	2024年度	建築物省エネ法に定める基準に適合	建築物省エネ法に定める基準※3 に比べて 25%削減 ※当面の間は20%削減
賃貸アパート	年間1,000戸以上供給	2024年度		建築物省エネ法に定める基準※3 に比べて 10%削減
建売戸建住宅	年間150戸以上供給	2020年度		建築物省エネ法に定める基準※3 に比べて 15%削減
(新) 分譲マンション	年間1,000戸以上供給 (政令により規定)	2026年度 (省令)	建築物省エネ法に定める誘導基準に適合 (省令)	建築物省エネ法に定める基準※3 に比べて20%削減程度 (省令)

※1 各年度に供給する全ての住宅に対して求める水準

※2 各年度に供給する全ての住宅の平均に対して求める水準

※3 その他一次エネルギー消費量を除く